

建築物再生可能エネルギー利用促進計画等の策定について

1 概要

脱炭素社会の実現に向け、建築物の再生可能エネルギー利用設備（以下「再エネ利用設備」という。）の設置を促進していくため、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「改正建築物省エネ法」という。）第67条の2の規定に基づき、建築物再生可能エネルギー利用促進計画（以下「促進計画」という。）を策定する。また、促進計画において定められた建築物再生可能エネルギー利用促進区域（以下「促進区域」という。）内において、再エネ利用設備の設置促進につながる措置を講じていく。

2 促進計画の策定により促進区域内で適用される措置

- (1) 自治体の努力義務（建築主等への支援） …改正建築物省エネ法第67条の3
- (2) 建築主の努力義務（再エネ利用設備の設置） …改正建築物省エネ法第67条の4
- (3) 再エネ利用設備に係る建築士による説明義務…改正建築物省エネ法第67条の5
- (4) 建築基準法の特例許可 …改正建築物省エネ法第67条の6

3 策定する計画等

- (1) 促進計画
- (2) 条例（建築士による説明義務制度の対象となる建築物の用途・規模を定める）
- (3) 特例許可基準（再エネ利用設備を設置に係る建築基準法の特例許可基準）

4 今後のスケジュール（予定）

令和6年9月 議会報告（促進計画等の策定について）

11月 議会報告（促進計画（素案）、条例（骨子案）、特例許可基準（素案））

12月 パブリックコメントの実施

建築士団体等意見聴取

令和7年6月 議会報告（促進計画（案）、条例（案）、特例許可基準（案））

7月 条例の公布

※条例については、一定の周知期間を設けた後に施行する。